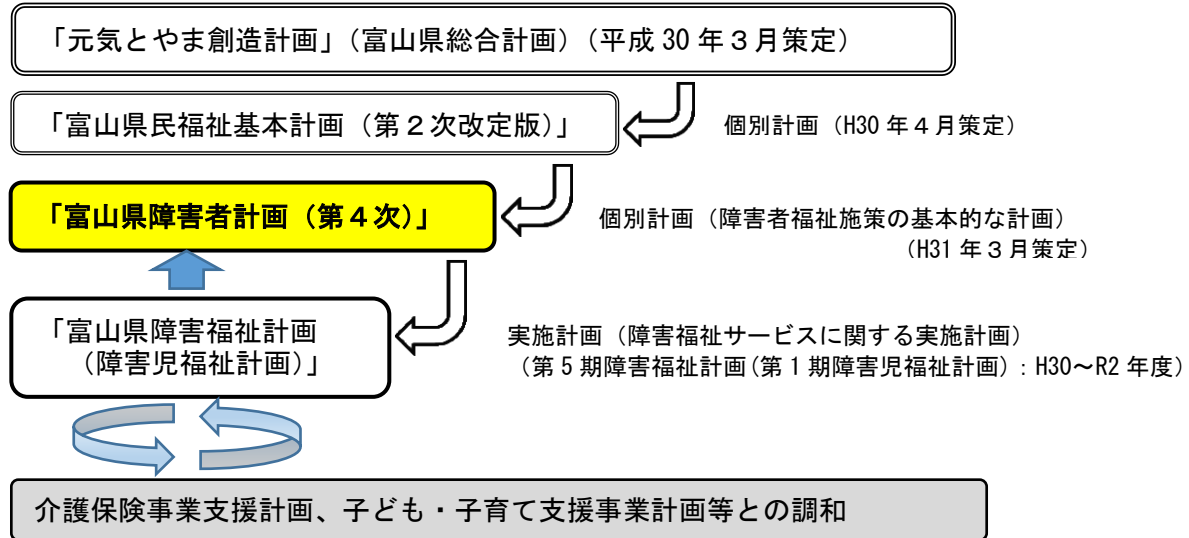


## 「障害者計画」及び「障害福祉計画（障害児福祉計画）」について

「障害者計画」：障害者施策に関する基本的な計画

「障害福祉計画（障害児福祉計画）」：「障害者計画」の実実施計画として、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標や、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策を定めるもの

## 1 計画の位置付け



## 2 「障害者計画」と「障害福祉計画（障害児福祉計画）」との関係

	障害者計画	障害福祉計画〔※障害児福祉計画〕
根拠条文	障害者基本法第 11 条第 2 項	障害者総合支援法第 89 条第 1 項 ※児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項
性 格	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期（本県は 5 年間） （第 4 次計画：平成 31（令和 1）～令和 5 年度）	3 年間 （第 5 期計画（※第 1 期計画）：平成 30～令和 2 年度）
数値目標	34 指標	22 項目
主な内容	1 とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 2 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 3 質の高い保健・医療体制の充実 4 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実	1 令和 2 年度までの数値目標 ①福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行等 ⑤障害児支援体制の整備 2 令和 2 年度までの各年度の障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込並びにその見込量の確保のための方策 3 令和 2 年度までの障害者支援施設の必要入所定員数 4 地域生活支援事業の実施に関する事業